

改正

平成19年3月30日規則第52号

平成20年7月1日規則第70号

平成23年9月29日規則第72号

平成24年3月16日規則第13号

平成25年3月25日規則第43号

新潟市しろね大風と歴史の館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市しろね大風と歴史の館条例（平成16年新潟市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第2条 条例第6条前段の規定により施設等の利用又は資料の撮影、模写、模造若しくは熟覧（以下「特別利用」という。）の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第6条後段の規定により施設等の利用又は特別利用の変更の許可を受けようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用許可申請書が提出された場合において、施設等の利用又は特別利用を許可するときは、別記様式第3号による利用許可書を交付する。

4 指定管理者は、第2項の規定により利用変更許可申請書が提出された場合において、施設等の利用又は特別利用の変更を許可するときは、別記様式第3号による利用変更許可書を交付する。

(許可書の提示)

第3条 施設等の利用又は特別利用の許可（変更の許可を含む。以下同じ。）を受けたもの（以下「許可利用者」という。）は、施設等の利用又は特別利用をしようとする場合は、その許可書又は変更許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(観覧料等の納付期日の決定申請等)

第4条 条例第9条ただし書の規定により別に観覧料及び施設等使用料（以下「観覧料等」という。）の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第4号による観覧料等納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧料等納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第5号による観覧料等納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(観覧料等の免除)

第5条 条例第10条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、別表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより観覧料等を免除することができる。この場合において、条例別表第1に定める団体の観覧料は適用しないものとする。

2 条例第10条の規定により観覧料等の免除を受けようとするものは、別記様式第6号による観覧料等免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、別表2の項に該当する者はこの限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定により観覧料等免除申請書が提出された場合において、観覧料等の免除を決定したときは、別記様式第7号による観覧料等免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、別表9の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 第2項本文の規定にかかわらず、別表3の項又は5の項に該当する者は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して観覧料の免除を受けることができる。

(観覧料等の還付)

第6条 条例第11条ただし書の規定による還付は、次の表の定めるところによる。

還付する場合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によって新潟市しろね大凧と歴史の館（以下「館」という。）を利用できなかった場合	観覧料等の額に相当する額
2	利用者が館の利用の日の30日前までに利用の取止めの申出をした場合	
3	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第11条ただし書の規定により観覧料等の還付を受けようとするものは、別記様式第8号による観覧料等還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により観覧料等還付申請書が提出された場合において、観覧料等の還付を

決定したときは、別記様式第9号による観覧料等還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第10号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第19条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(徴収委託)

第8条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人に観覧料等の徴収事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第9条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第11号による観覧料等徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第10条 市長は、第8条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第11条 受託者は、徴収委託を受けた観覧料等を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した観覧料等の払込み)

第12条 受託者は、徴収した観覧料等を徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第10条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成19年規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表4の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。）の日から障害者自立支援法附則第1条第3号に定める日の前日までの間における改正後の別表4の項の規定の適用については、同項中「障害者支援施設」とあるのは、「障害者支援施設、同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設若しくは同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設」とする。

附 則 (平成20年規則第70号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第72号)

この規則は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。（施行の日＝平成23年10月1日（第1条、第3条及び第4条の規定に係る部分に限る。）、施行の日＝平成24年4月1日（第2条

の規定に係る部分に限る。))

附 則（平成24年規則第13号）

この規則は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年規則第43号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟市都市公園条例施行規則第11条第1項の表8の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第2条中新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則別表第2備考4第3号及び別表第3備考4第3号の改正規定（「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に改める部分に限る。）、第3条中新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則別表第1項第9号の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第7条中新潟市水族館条例施行規則別表7の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第12条中新潟市會津八一記念館条例施行規則別表4の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第13条中新潟市美術館条例施行規則別表第4の4の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第16条中新潟市歴史博物館条例施行規則別表第2の4の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第17条中新潟市新津美術館条例施行規則別表第4の3の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第18条中新潟市潟東樋口記念美術館条例施行規則別表4の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第19条中新潟市新津鉄道資料館条例施行規則別表4の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第20条中新潟市しろね大凧と歴史の館条例施行規則別表4の項の改正規定（「第5条第12

項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第21条中新潟市北区郷土博物館特別観覧料徴収規則別表3の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第22条中新潟市潟東歴史民俗資料館条例施行規則別表4の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第23条中重要文化財旧笹川家住宅条例施行規則別表4の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第24条中新潟市曾我・平澤記念館条例施行規則別表4の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第25条中新潟市中之口先人館条例施行規則別表2の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第26条中新潟市澤将監の館条例施行規則別表2の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第27条中新潟市巻郷土資料館条例施行規則別表3の項の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第31条の規定、第32条中新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則附則別表備考4第3号の改正規定（「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に改める部分に限る。）、第33条中新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則別表第2の5の項の改正規定（「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第34条中新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則別表第2の5の項の改正規定（「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）、第35条中新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例施行規則別表5の項の改正規定（「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

特別の理由		免除する額
1	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する市内の小学校，中学校又は特別支援学校（以下「学校」という。）の児童，生徒（以下「児童等」という。）又はこれらの者の引率者が教育課程に基づく教育活動として常設展示を観覧する場合	観覧料の全額
2	児童等（市外の学校に通学する者を含む。）が土曜日，日曜日及び休日に観覧する場合	観覧料の全額
3	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けた者が観覧する場合	観覧料の全額
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の入所者若しくは通所者，同条第7項若しくは第12項から第14項までに規定する障害福祉サービスを供与している施設の通所者，同条第26項に規定する福祉ホームの利用者又は医療法第7条第1項の許可を受けた病院の精神病床入院者及びこれらの者を引率する職員が観覧する場合	観覧料の全額
5	精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3号に規定する障害等級1級をい	観覧料の全額

	う。)として記載されている者、身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。)として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付児発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。)として記載されている者が観覧する場合、その者1人につき1人の介助者	
6	市が主催し、又は市と共催する事業に利用する場合	施設等使用料の全額
7	国又は他の地方公共団体その他公共団体が、公用若しくは公共用又は公益の用に供するために利用する場合	施設等使用料の全額
8	公共的な団体が直接公共の利益の用に供するために利用する場合	施設等使用料の全額
9	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第2号(第2条関係)

別記様式第3号(第2条関係)

別記様式第4号(第4条関係)

別記様式第5号(第4条関係)

別記様式第6号(第5条関係)

別記様式第7号(第5条関係)

別記様式第8号(第6条関係)

別記様式第9号(第6条関係)

別記様式第10号(第7条関係)

別記様式第11号(第9条関係)